

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 5 日

各都道府県子育て支援新制度担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県教育委員会
指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局） 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応ための
ガイドライン」の周知徹底について

日頃より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

教育・保育施設等における重大事故については、事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン、再発防止のための事後的な検証について通知を发出し、再発防止のための取組を進めてきたところです。

また、事故が発生した場合には御報告をいただき、その報告に基づき、昨年度から特定教育・保育施設等における事故情報データベースとして内閣府のホームページで公表をしておりますが、9月末のデータベース更新時に、新たに数件の死亡事故が掲載されたところであり、その中でも午睡中の事故が多くなっています。

なお、本年4月に公表いたしました、平成27年の「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」の死亡事故においても、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に0～1歳児の午睡中の死亡事故が多

くなっております。

つきましては、本年3月に発出いたしました「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の取組について、改めて、関係機関、市区町村及び各施設・事業者への周知徹底をお願いいたします。

本ガイドラインにおいては、睡眠中の窒息リスクの除去の方法として、「医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。」等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について記載しております。

これらの注意事項について、関係機関、市区町村及び各施設・事業者に対し別紙（例）、ミニポスター（別添1）及び周知啓発資料（別添2）を参考に、午睡中の対応等について、併せて周知いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て本部

TEL : 03-6257-1468 (直通)

FAX : 03-3581-2521

E-mail : kodomokosodatel@cao.go.jp

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL : 03-6734-3136 (直通)

FAX : 03-6734-3736

E-mail : youji@mext.go.jp

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 7947)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuanzen@mhlw.go.jp

【別紙（例）】

各教育・保育施設等の設置者・管理者の皆様

貴自治体名担当部署名（又は担当部署の長）

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のための
ガイドラインの周知徹底について（お願い）

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）については、昨年度、内閣府、文部科学省、厚生労働省から発出されたことを受け、当課（又は当職）より貴施設・事業所に周知しており、ガイドラインを参考に事故発生の防止等や事故発生時の対応に取り組んでいただいているところですが、今年度においても全国的に教育・保育施設等における死亡事故が発生しております。

また、教育・保育施設等における重大事故については、各施設・事業所から御報告をいただき、その報告に基づき、国へ報告をしております。この報告については、事故防止を目的とし、昨年度から特定教育・保育施設等における事故情報データベースとして内閣府のホームページで公表しておりますが、骨折の事故が多数発生していることに加え、依然として一定数の死亡事故が発生しており、特に午睡中の事故が多く見受けられます。

ガイドラインにおいては、睡眠中の窒息リスクの除去の方法として、

・医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。

・何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について記載しております。

今般、改めて、ガイドラインについて、貴施設・事業所内で行う研修等により、職員の皆さまへの御周知を図っていただきますようお願いいたします。

ガイドラインにおいては、窒息リスクの除去の方法等について、Pointとして

明記しており、こちらについては、切り取るなどして、教育・保育を行う部屋に掲示する等ができるよう作成しておりますので、御活用ください。

これらの注意事項を周知徹底するため、ミニポスター（別添1）及び周知啓発資料（別添2）を御活用いただき、

- ・職員への配付
- ・拡大コピーなどによる掲示
- ・職員会議や朝礼などでの確認

などにより、貴施設・事業所における事故発生の防止等に取り組んでいただきますようお願いいたします。加えて、データベースについては、事故の概要の他、事故発生の要因分析として、再発防止のための改善策等を掲載しておりますので、こちらについても御活用いただき、午睡中の死亡事故、保育中の骨折事故等の事故発生の防止等や事故発生時の対応の御参考としていただきますようお願いいたします。